

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」

期間：平成30年4月1日～平成33年3月31日までの3年間

内容

【目標1】

妊娠中や子育てを行う労働者へ制度の周知や情報提供を行い、相談体制を整備する

〈 対策 〉

1. 妊娠中や出産後の女性労働者の健康確保に関わる制度や情報の提供を行う。
 - ・平成30年8月
イントラネット内の育児両立支援サイトの掲載内容を見直し情報を加える
2. 妊娠中や子育てを行う労働者を対象に相談体制を整備する
 - ・平成30年5月
社内で相談窓口を設置し相談体制を整備する

【目標2】

ワークライフバランスを実現するための労働条件の整備を行う

〈 対策 〉

1. 年次有給休暇取得を促進する。
 - ・平成30年4月
年次有給休暇の平均取得日数を確認する。
年次有給休暇取得日を設定し、計画的に取得させる。
実績を毎年度捉え、目標に届かない場合は再度対策を講じる。

【目標3】

地域の若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供

〈 対策 〉

1. インターンシップ受け入れを推進
 - ・平成30年9月
学生の工場見学及び就業体験の受け入れを積極的に行う。